

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病
その他循環器病に係る対策に関する基本法案
(2017年5月)

目次

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 循環器病対策基本計画等(第9条-第11条)
- 第3章 基本的施策(第12条-第19条)
- 第4章 循環器病対策推進協議会等(第20条・第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、脳卒中、心臓病その他の循環器病(以下単に「循環器病」という。)が国民の疾病による死亡や介護を要する状態に至る原因の主要なものとなっている等循環器病が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、循環器病の予防に取り組む事等により国民の健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を言う。)の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る対策(以下「循環器病対策」と云う。)に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を明らかにし、並びに循環器病対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、循環器病対策の基本となる事項を定めることにより、循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 循環器病対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善等による循環器病の予防及び循環器病を発症した疑いのある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

健康寿命の延伸等を図るための脳卒中及び循環器病に係る対策に関する基本法案
(日本脳卒中者友の会修正案)

目次

- 第1章 総則(第1条-第8条)
- 第2章 脳卒中及び循環器病対策基本計画等(第9条-第11条)
- 第3章 基本的施策(第12条-第19条)
- 第4章 脳卒中及び循環器病対策推進協議会等(第20条・第21条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、脳卒中及び循環器病が国民の疾病による死亡や介護を要する状態に至る原因の主要なものとなっている等脳卒中及び循環器病が国民の生命及び健康にとって重大な問題となっている現状に鑑み、脳卒中及び循環器病の予防に取り組む事等により国民の健康寿命(健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を云う。)の延伸等を図り、あわせて医療及び介護に係る対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民及び保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務を明らかにし、並びに脳卒中及び循環器病対策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、脳卒中及び循環器病対策の基本となる事項を定めることにより、脳卒中及び循環器病対策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(基本理念)

第2条 脳卒中及び循環器病対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

1 喫煙、食生活、運動その他の生活習慣の改善等による脳卒中及び循環器病の予防及び脳卒中及び循環器病を発症した疑いのある場合における迅速かつ適切な対応の重要性に関する国民の理解と関心を深めるようにすること。

2 循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関における当該者の受入れの迅速かつ適切な実施、循環器病患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療（以下単に「医療」という。）の迅速な提供、循環器病患者及び循環器病の後遺症を有する者に対する福祉サービスの提供その他の循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域に関わらず等しく、継続的かつ総合的に、行われるようにすること。

3 循環器病に関する専門的、学際的又は総合的な研究が企業及び大学その他の研究機関の連携が図られつつ行われるようにその推進を図るとともに、循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、及びその成果に関する情報を提供し、併せて、企業等においてその成果を活用して商品又はサービスが開発され、及び提供されるようにすること。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、循環器病対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、循環器病対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（医療保険者の責務）

第5条 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずる循環器病の予防等に関する啓発及び知識の普及等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第6条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境並びに高血圧症、脂質異

2 脳卒中及び循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関における当該者の受入れの迅速かつ適切な実施、脳卒中及び循環器病患者に対する良質かつ適切なリハビリテーションを含む医療（以下単に「医療」という。）の迅速な提供、脳卒中及び循環器病患者及び脳卒中及び循環器病の後遺症を有する者に対する日常生活の支援を含む福祉サービスの提供その他の脳卒中及び循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域に関わらず等しく、継続的かつ総合的に、行われるようにすること。

3 脳卒中及び循環器病に関する専門的、学際的又は総合的な研究が企業及び大学その他の研究機関の連携が図られつつ行われるようにその推進を図るとともに、脳卒中及び循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に係る技術の向上その他の研究等の成果を普及し、及びその成果に関する情報を提供し、併せて、企業等においてその成果を活用して商品又はサービスが開発され、及び提供されるようにすること。

（国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、脳卒中及び循環器病対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、脳卒中及び循環器病対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（医療保険者の責務）

第5条 医療保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第7条第2項に規定する保険者及び同法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）は、国及び地方公共団体が講ずる脳卒中及び循環器病の予防及び脳卒中及び循環器病を発症した疑いがある場合の対処方法に関する知識の普及および啓発等の施策に協力するよう努めなければならない。

（国民の責務）

第6条 国民は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境並びに高血圧症、脂質異

常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が循環器病の発症に及ぼす影響等循環器病に関する正しい知識を持ち、日常生活において循環器病の予防に積極的に取り組むよう努めるとともに、自己又はその家族等が循環器病を発症した疑いがある場合においては、できる限り迅速かつ適切に対応するよう努めなければならない。

(保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務)

第7条 保健、医療又は福祉の業務に従事する者は、国及び地方公共団体が講ずる循環器病対策に協力し、循環器病の予防等に寄与するよう努めるとともに、患者に対し良質かつ適切な保健、医療又は福祉に係るサービスを提供するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、循環器病対策を実施するため必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 循環器病対策推進基本計画等

(循環器病対策基本計画)

第9条 政府は、循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、循環器病対策の推進に関する基本的な計画（以下「循環器病対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 循環器病対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、循環器病対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、循環器病対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、循環器病対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、循環器病対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が脳卒中及び循環器病の発症に及ぼす影響等循環器病に関する正しい知識を持ち、日常生活において脳卒中及び循環器病の予防に積極的に取り組むよう努めるとともに、自己又はその家族等が脳卒中及び循環器病を発症した疑いがある場合においては、できる限り迅速かつ適切に対応するよう努めなければならない。

(保健、医療又は福祉の業務に従事する者の責務)

第7条 保健、医療又は福祉の業務に従事する者は、国及び地方公共団体が講ずる脳卒中及び循環器病対策に協力し、脳卒中及び循環器病の予防等に寄与するよう努めると共に、患者に対し良質かつ適切な保健、医療又は福祉に係るサービスを提供するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第8条 政府は、脳卒中及び循環器病対策を実施するため必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第2章 脳卒中及び循環器病対策推進基本計画等

(脳卒中及び循環器病対策基本計画)

第9条 政府は、脳卒中及び循環器病対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、脳卒中及び循環器病対策の推進に関する基本的な計画（以下「脳卒中及び循環器病対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 脳卒中及び循環器病対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 厚生労働大臣は、脳卒中及び循環器病対策推進基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 厚生労働大臣は、脳卒中及び循環器病対策推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、脳卒中及び循環器病対策推進協議会の意見を聴くものとする。

5 政府は、脳卒中及び循環器病対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

6 政府は、適時に、第 2 項により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況の変化、循環器病に関する研究の進展等を勘案し、並びに循環器病対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 6 年毎に、循環器病対策基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第 3 項から第 5 項までの規定は、循環器病対策推進基本計画の変更について準用する。

(

関係行政機関への要請)

第 10 条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣その他の行政機関の長に対して、循環器病対策推進基本計画の策定のための資料の提出又は循環器病対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県循環器病対策推進計画)

第 11 条 都道府県は、循環器病対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況の変化、循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道府県循環器病対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、循環器病対策に係るものの意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、第 21 条第 1 項の規定

6 政府は、適時に、第 2 項により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

7 政府は、脳卒中及び循環器病の予防並びに脳卒中及び循環器病を発症した疑いのある者の搬送及び医療機関における受け入れと治療実施の状況その他の脳卒中及び循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況の変化、脳卒中及び循環器病に関する研究の進展等を勘案し、並びに循環器病対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも 6 年毎に、脳卒中及び循環器病対策基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

8 第 3 項から第 5 項までの規定は、脳卒中及び循環器病対策推進基本計画の変更について準用する。

(関係行政機関への要請)

第 10 条 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、総務大臣その他の行政機関の長に対して、脳卒中及び循環器病対策推進基本計画の策定のための資料の提出又は脳卒中及び循環器病対策推進基本計画において定められた施策であって当該行政機関の所管に係るものの実施について、必要な要請をすることができる。

(都道府県脳卒中及び循環器病対策推進計画)

第 11 条 都道府県は脳卒中及び循環器病対策推進基本計画を基本とするともに、当該都道府県における脳卒中及び循環器病の予防に関する状況、脳卒中及び循環器病を発症した疑いのある患者の搬送及び医療機関における受け入れと治療実施の状況、患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供に関する状況の変化、脳卒中及び循環器病に関する研究の進展等を踏まえ、当該都道府県における脳卒中及び循環器病対策の推進に関する計画（以下「都道府県脳卒中及び循環器病対策推進計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、都道府県脳卒中及び循環器病対策推進計画を定めようとするときは、あらかじめ、脳卒中及び循環器病対策に係るものの意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、第 21 条第 1 項の規定

により都道府県循環器病対策推進協議会が置かれている場合にあつては、都道府県循環器病対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県循環器病対策推進計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、健康増進法（平成14年法律103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの及び消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5第1項に規定する実施基準と調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県は、当該都道府県における循環器病の予防並びに循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の状況の変化、循環器病に関する研究の進展等を勘案し、並びに当該都道府県における循環器病対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県循環器病対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

5 第2項の規定は、都道府県循環器病対策推進計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

（循環器病の予防等の推進）

第12条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境並びに高血圧、脂質異常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が循環器病の発症に及ぼす影響並びに循環器病を発症した疑いのある場合の対応方法に関する啓発及び知識の普及、禁煙及び受動喫煙の防止に関する取組の推進その他の循環器病の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（循環器病を発症した疑いのある者の迅速

により都道府県脳卒中及び循環器病対策推進協議会が置かれている場合にあつては、都道府県脳卒中及び循環器病対策推進協議会の意見を聴かなければならない。

3 都道府県脳卒中及び循環器病対策推進計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画、健康増進法（平成14年法律103号）第8条第1項に規定する都道府県健康増進計画、介護保険法第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画その他の法令の規定による計画であつて保健、医療又は福祉に関する事項を定めるもの及び消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5第1項に規定する実施基準と調和が保たれたものでなければならない。

4 都道府県は、当該都道府県における脳卒中及び循環器病の予防に関する状況、脳卒中及び循環器病を発症した疑いのある者の搬送及び医療機関における受け入れと治療実施の状況、その他の脳卒中及び循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供の状況の変化、脳卒中及び循環器病に関する研究の進展等を勘案し、並びに当該都道府県における脳卒中及び循環器病対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県脳卒中及び循環器病対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

5 第2項の規定は、都道府県脳卒中及び循環器病対策推進計画の変更について準用する。

第3章 基本的施策

（脳卒中及び循環器病の予防等の推進）

第12条 国及び地方公共団体は、喫煙、食生活、運動その他の生活習慣及び生活環境並びに高血圧、脂質異常症、糖尿病、心房細動その他の疾病が脳卒中及び循環器病の発症に及ぼす影響並びに脳卒中及び循環器病を発症した疑いのある場合の対応方法に関する啓発及び知識の普及、禁煙及び受動喫煙の防止に関する取組の推進その他の脳卒中及び循環器病の予防等の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

（循環器病を発症した疑いのある者の迅速

かつ適切な搬送等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、循環器病を発症した疑いのある者の搬送及び医療機関における受け入れの迅速かつ適切な実施を図るため、当該者の搬送及び受け入れの実施に係る体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、救急救命士及び救急隊員が、傷病者の搬送に当って、当該傷病者について循環器病を発症した疑いがあるかどうかを判断し、適切な処置を行うことができるよう、救急救命士及び救急隊員に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第 14 条 国及び地方公共団体は、循環器病患者がその居住する地域に係らず等しくその状態に応じた良質かつ適切な医療を受けることができるよう、専門的な循環器病に係る医療の提供を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、循環器病患者、及び循環器病患者であった者に対する良質かつ適切な医療の提供並びに循環器病の再発の防止が図られるよう、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備をはかるために必要な施策を講ずるものとする。

(循環器病患者等の生活の質の維持向上)

第 15 条 国及び地方公共団体は、循環器病患者及び循環器病の後遺症を有する者の福祉の増進を図るため、これらの者の社会活動への参加の促進の促進その他の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

かつ適切な搬送等)

第 13 条 国及び地方公共団体は、脳卒中及び循環器病を発症した疑いのある者の搬送及び医療機関における受け入れと治療の迅速かつ適切な実施を図るため、当該者の搬送、受け入れと治療開始の実施に係る体制を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、救急救命士及び救急隊員が、傷病者の搬送に当って、当該傷病者について脳卒中及び循環器病を発症した疑いがあるかどうかを判断し、適切な処置を行うことができるよう、救急救命士及び救急隊員に対する研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(医療機関の整備等)

第 14 条 国及び地方公共団体は、脳卒中及び循環器病患者がその居住する地域に係らず等しくその状態に応じた良質かつ適切な医療を迅速に受けることができるよう、専門的な脳卒中及び循環器病に係る医療の提供を行う医療機関の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、脳卒中及び循環器病患者、及び脳卒中及び循環器病患者であった者に対する良質かつ適切な医療の迅速な提供並びに脳卒中及び循環器病の再発の防止が図られるよう、国立研究開発法人国立循環器病研究センター、前項の医療機関その他の医療機関等の間における連携協力体制の整備をはかるために必要な施策を講ずるものとする。

(循環器病患者等の生活の質の維持向上)

第 15 条 国及び地方公共団体は、脳卒中及び循環器病患者及び脳卒中及び循環器病の後遺症を有する者の福祉の増進を図るため、これらの者の社会活動への参加の促進の促進その他の生活の質の維持向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(循環器病患者等に対する相談支援等)

第 16 条 国及び地方公共団体は、循環器病患者、及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族その他の関係者に対する相談支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(保健、医療及び福祉に係る連携協力体制の整備)

第 16 条 国及び地方公共団体は、循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関における受け入れの迅速かつ適切な実施、循環器病患者に対する良質かつ適切な医療の迅速な提供、循環器病患者及び循環器病の後遺症を有する者に対する福祉サービスの提供その他の循環器病患者等に対する保健、医療及び福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域に関わらず等しく、継続的かつ総合的に行われるよう、消防機関、医療機関その他の関係機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等)

第 17 条 国及び地方公共団体は、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者に対する研修の機会の確保その他のこれらの者の資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(循環器病対策に関する情報の収集及び提供)

第 18 条 国及び地方公共団体は、循環器病対策に係る保健、医療及び福祉に関する情報(次項に規定する症例に係る情報を除く)の収集及び提供を行なうために必要な施策を講ずるとともに、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族その他の関係者に対する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法の開発及び医療機関等におけるその活用に資するため、国立研究開発法人国立循環器病研究センター及び循環器病に係る医学医術に関する学術団体の協力を得て、全国の循環器病に関する症例に係る情報の収集及び提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(保健、医療及び福祉に係る連携協力体制の整備)

第 17 条 国及び地方公共団体は、脳卒中及び循環器病を発症した疑いがある者の搬送及び医療機関における受け入れの迅速かつ適切な実施、脳卒中及び循環器病患者に対する良質かつ適切な医療の迅速な提供、脳卒中及び循環器病患者及びその後遺症を有する者に対する日常生活の支援を含む福祉サービスの提供その他の脳卒中及び循環器病患者等に対する保健、リハビリテーションを含む医療及び介護福祉に係るサービスの提供が、その居住する地域に関わらず等しく、継続的かつ総合的に行われるよう、消防機関、医療機関その他の関係機関の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(保健、医療又は福祉の業務に従事する者の育成等)

第 18 条 国及び地方公共団体は、脳卒中及び循環器病に係る保健、リハビリテーションを含む医療又は福祉の業務に従事する者の育成及び資質の向上のため、研修の実施その他必要な施策を講ずるものとする。

(脳卒中及び循環器病対策に関する情報の収集及び提供)

第 19 条 国及び地方公共団体は脳卒中及び循環器病の発症状況、救急搬送及び治療実施の状況、地域の医療体制等、脳卒中及び循環器病対策に係る保健、医療及び福祉に関する情報(以下の3項に規定する症例に係る情報を除く)の収集及び提供を行なうために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、脳卒中及び循環器病対策に関する情報とその分析結果を、脳卒中及び循環器病に係る保健及び医療等の質の向上に資するため必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、脳卒中及び循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法の開発及び医療機関等におけるその活用に資するため、国立研究開発法人国立循環器病研究センター及び脳卒中及び循環器病に係る医学医術に関する学術団体の協力を得て、全国の脳卒中及び循環器病に関する症例に係る情報の収集及び提供を行うために必要な施策を講ずるものとする。

(研究の推進等)

第 19 条 国及び地方公共団体は、革新的な循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法及び循環器病に係る医療のための医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律 145 号。次項において「医薬品医療機器等法」という。)) 第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 4 項に規定する医療機器及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品をいう。次項において同じ。)の開発その他の循環器病の発症率及び、循環器病による死亡率の低下等に資する事項についての企業及び大学その他の研究機関による共同研究その他の研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は循環器病に係る医療を行う上で特に必要性の高い医薬品医療機器等法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、及び標準的な循環器病の治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われ環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 循環器病対策推進協議会等

(循環器病対策推進協議会)

第 20 条 厚生労働省に、循環器病対策推進基本計画に関し、第 9 条第 4 項(同条第 8 項において準用する場合も含む。)に規定する事項を処理するため、循環器病対策推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は委員 20 人以内で組織する。

3 協議会の委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者及び循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

4 協議会の委員は、非常勤とする。

(研究の推進等)

第 20 条 国及び地方公共団体は、革新的な脳卒中及び循環器病に係る予防、診断、治療、リハビリテーション等に関する方法及び脳卒中及び循環器病に係る医療のための医薬品等(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律 145 号。次項において「医薬品医療機器等法」という。)) 第 2 条第 1 項に規定する医薬品、同条第 4 項に規定する医療機器及び同条第 9 項に規定する再生医療等製品をいう。次項において同じ。)の開発その他の脳卒中及び循環器病の発症率及び、脳卒中及び循環器病による死亡率の低下、脳卒中及び循環器病患者の心身の機能の維持回復等に資する事項についての企業及び大学その他の研究機関による共同研究その他の研究が促進され、並びにその成果が活用されるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は脳卒中及び循環器病に係る医療を行う上で特に必要性の高い医薬品医療機器等法の規定による製造販売の承認に資するようその治験が迅速かつ確実に行われ、及び標準的な脳卒中及び循環器病の治療方法の開発に係る臨床研究が円滑に行われ環境の整備のために必要な施策を講ずるものとする。

第 4 章 脳卒中及び循環器病対策推進協議会等

(脳卒中及び循環器病対策推進協議会)

第 21 条 厚生労働省に、脳卒中及び循環器病対策推進基本計画に関し、第 9 条第 4 項(同条第 8 項において準用する場合も含む。)に規定する事項を処理するため、脳卒中及び循環器病対策推進協議会(以下この条において「協議会」という。)を置く。

2 協議会は委員 40 人以内で組織する。

3 協議会に脳卒中对策部会及び循環器病対策部会を設け、各々委員 20 人以内で組織する。

4 協議会の委員は、脳卒中及び循環器病患者及び脳卒中及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者及び脳卒中及び循環器病に係る保健、リハビリテーションを含む医療又は福祉の業務に従事する者並びに学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

5 協議会の委員は、非常勤とする。

5 前3項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県循環器病対策推進協議会)

第21条 都道府県は、都道府県循環器病対策推進計画に関し、第11条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理させるため、都道府県循環器病対策推進協議会(以下この条において「都道府県協議会」という。)を置くよう努めなければならない。

2 都道府県協議会は循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の都道府県が必要と認める者をもって構成する。

「附則」及び「理由」(記載を省略)

6 前4項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県脳卒中及び循環器病対策推進協議会)

第22条 都道府県は、都道府県脳卒中及び循環器病対策推進計画に関し、第11条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理させるため、都道府県脳卒中及び循環器病対策推進協議会(以下この条において「都道府県協議会」という。)を置くよう努めなければならない。

2 都道府県協議会に、脳卒中对策部会及び循環器病対策部会を設ける。

3 都道府県協議会は脳卒中及び循環器病患者及び脳卒中及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、脳卒中及び循環器病に係る保健、リハビリテーションを含む医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の都道府県が必要と認める者をもって構成する。

「附則」及び「理由」については、以下の例外を除き条文中の「循環器病」をすべて「脳卒中及び循環器病」とする。

- 1 附則第2条の「循環器病」は変えない。
- 2 附則第4条の17の5、及び理由第1行中の「脳卒中、心臓病その他循環器病」は「脳卒中及び循環器病」とする。